

年金生活者の方へ 年金生活者支援給付金制度のお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

- ① 老齢基礎年金を受給しており次の要件をすべて満たしている方
 - ・65歳以上である
 - ・世帯全員の市町村民税が非課税となっている
 - ・年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である
- ② 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給しており次の要件を満たしている方
 - ・前年の所得額が約46.2万円以下である

■請求手続き

① 現在年金受給中で新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方
お受け取りの対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が10月中旬から順次届きます。同

10月1日改正 長野県最低賃金 849円

長野県内の事業所で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、10月1日（木）から時間額849円に改正されました。

この機会に、勤務先の賃金について確認をしてみてください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精進手当、通勤手当および家族手当などは含まれません。

また、業務改善助成金など支援制度がありますので、ご利用ください。

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

- 「最低賃金」について
長野労働局
- 労働基準部賃金室
026(223)0555
- 「業務改善助成金」については、
長野労働局
雇用環境・均等室
026(223)0560

189(いちやく) 知らせて守る「子どもの未来」

(令和2年度「児童虐待防止推進月間」最優秀標語)

11月は、「児童虐待防止月間」です。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、法律により、速やかに児童相談所へ通報しなければなりません。子どもが安心して暮らせる地域づくりのため、地域のみなさまのご協力をお願いします。

児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちやく)」に電話をかけると発信した電話の市内局番等から(携帯電話等からの発信はコールセンターを通じて)当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話が転送されます。

■児童虐待とは

- 身体的虐待
殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- 性的虐待
子どもへの性的行為、性的

行為を見せる、ポルノの被写体にするなど

■ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

■心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(ドメスティック・バイオレンス)など

虐待を受けたと思われる子どもを見つけた場合や子育てに悩んでいる親御さんがいた場合は、児童相談所や町保健福祉課福祉係へご連絡ください。連絡は匿名で行えます。連絡者や内容に関する秘密は守られます。

児童相談所

- 全国共通ダイヤル
0570(064)000
- 佐久児童相談所
0267(67)3437
- 問い合わせ先
保健福祉課福祉係
(32)6522

令和2年度自衛官等を募集(冬季)

陸上自衛隊高等工学校生徒

【一般の募集】

- 資格
中卒(見込含む)
17歳未満の男子
- 受付期間
11月1日(日)～
令和3年1月6日(水)
- 一次試験
令和3年1月23日(土)

【推薦の募集】

- 資格
中卒(見込含む)
17歳未満の男子で、学校長が推薦できる者
- 受付期間
11月1日(日)～30日(月)
- 採用試験
令和3年1月10日(日)、11日(月)
- 自衛官候補生
資格
- 資格
18歳以上33歳未満の男女
- 受付期間
年間を通して行っています。
- 採用試験
11月29日(日)、
12月19日(土)の予定
- 問い合わせ先
自衛隊上田地域事務所
0268(22)5267

働き方改革を支援 出張相談会を開催

働き方改革推進支援センターでは、「働き方改革」に取り組む事業者を支援するため、「就業規則の作成方法」、「賃金規則の見直し」、「労働関係助成金の活用」などについて、社会保険労務士による出張相談会を開催します。お気軽にご相談ください。

なお、相談窓口にとどまらず、相談内容により事業所への訪問支援も可能です。

日時

11月13日(金)
午後1時～3時30分

場所

役場1階相談室2

問い合わせ先

長野働き方改革
推進支援センター
0800(800)3028

労働保険に 加入していますか

11月は、「労働保険適用促進強化期間」です。一人でも雇ったら、労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続きが必要です。未手続の事業所は、お問い合わせください。

問い合わせ先

小諸労働基準監督署
0267(22)1760
佐久公共職業安定所
0267(62)8609

人材確保は ハローワークへ!

従業員の採用を検討されている経営者の皆さま、人材確保は、ハローワークをご利用ください。

問い合わせ先

ハローワーク
佐久小諸出張所
0267(23)8609

雇用のトラブルではありませんか

県労働委員会では、労働問題の専門家が中立、公正な立場で、労働者個人と事業主との雇用トラブル(解雇、賃金、パワハラなど)について「あつせん」により円満な解決をお手伝いしています。

手続きは、簡単・無料で、懇切丁寧にお話を伺います。また、秘密は、厳守されます。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先

東信労政事務所
0268(25)7144
県労働委員会事務局
026(234)7468



草・枝葉類

可燃ごみです。可燃ごみの指定袋に入れて出してください。剪定枝を可燃袋に入れる際は、直径5cm以内、長さが50cm以内になるように切ってください。

直径5cm以上で長さ200cm以内の剪定木は貯木場に持っていくことができます。また、剪定枝は小諸市にあるクリーンヒルこもろにも持ち込めます。希望される方は、事前に持ち込み票が必要となりますので、町民課環境衛生係までお問い合わせください。

廃家電を出すときのお願い

「ご家庭で不要になった家電は分解せず、そのまま出してください。」

※分解されたものは廃家電がどうかの確認が困難なため、収集を拒否しています。指定袋に入らない大きな家電は井戸沢最終処分場へ直接搬入をお願いします。

問い合わせ先

町民課環境衛生係
(32)3114

掲載している行事などは、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止・延期する可能性があります。